

「ふれあい・いきいきサロン」活動支援事業実施要綱

平成20年6月1日

要綱 第 28 号

(目的)

第1条 この要綱は、地域での人間関係・社会関係の希薄化と孤立・孤独、高齢者の介護予防が重視される今日、高齢者をはじめ、障がい者や、子育て中の親が、参加者とボランティア（住民）という「サービスの受け手と担い手」という立場を超え、「誰でも、気軽に、楽しく、無理のない範囲で」実施でき、「住み慣れた地域で住み続けたい」「なじみの仲間同士で、自然に交流し合いたい」という住民ニーズに応える「ふれあい・いきいきサロン」（以下「サロン」という）活動を町内に増やし、支援するために必要な事項を定める。

(登録)

第2条 活動支援を希望するサロンは、「ふれあい・いきいきサロン登録申請書」（以下「登録申請書」という。）（様式第1号）を用い、社会福祉協議会会長（以下「社協会長」という）に提出する。

2 社協会長は、前項による登録申請書が提出されたときは、審査のうえ30日以内に、「ふれあい・いきいきサロン登録承認（不承認）通知書」（様式第2号）を交付するものとする。

(登録及び活動の要件)

第3条 サロンの要件を以下のとおりとする。

- (1) 継続性があり、原則月1回2時間以上の開催であること。
- (2) 担い手が、3人以上いること。
- (3) 原則として、高齢者、障がい者、児童、外国からの移住者、介護者、引きこもり、病児など支援すべき特別の課題を抱えた人が対象者であること。
- (4) 対象者の9割以上が、三芳町の住民であること。
- (5) 地域に開かれていて、広報活動（チラシの配布、電話かけなど）を毎回おこなっていること。
- (6) 政治的、宗教活動を目的としないこと。
- (7) 営利を目的としないこと。
- (8) 社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、開催する「ふれあい・いきいきサロン情報交換会及び研修へ参加をすること。
- (9) 担い手が、各行政区役員、議員や家族以外であり、行政活動、政治活動と混同しないようにすること。
- (10) 担い手のうち一人以上は、サロン立ち上げ講座を受講した者とする。（修了証を発行）
- (11) ボランティア行事保険又は、それに替わるもの、及び担い手はボランティア活動

保険に加入すること。

- (12) 毎年、4 月中に登録の更新をするものとする。
- (13) 毎回「開催事前報告書」(様式第 3 号)を提出すること。
- (14) サロン参加者は 3 ～ 20 人が望ましく、参加を促すため広報活動を積極的に行うこと。

(支援内容)

第 4 条 社協は、前条の要件を満たし、登録をしたサロンに対し以下の支援を行うものとする。

- (1) 初回の PR チラシ原稿の作成
- (2) 印刷機の貸し出し(無料)
- (3) 社会福祉協議会備品の貸し出し(無料) 備品一覧有り
- (4) イベント等のボランティアの紹介 趣味・技術ボランティア一覧有り
- (5) ボランティア行事保険、ボランティア活動保険の加入受付
- (6) ホームページでの周知
- (7) 助成金の交付
- (8) 相談
- (9) 「ふれあい・いきいきサロン情報交換会」の実施
- (10) 担い手として必要な知識を得るための研修の実施

(助成金)

第 5 条 社協会長は次の各号に規定する設立助成金及び開催助成金を予算の範囲内で助成する。

- (1) 設立助成金 サロン登録時に、設立時に要する費用として、10,000 円を限度として助成する。
- (2) 開催助成金 1 回の開催につき 2,000 円を実施後に助成する。但し、実施年度における上限額は、40,000 円とする。
- (3) 申請額が、予算の範囲を超える場合は、按分にて助成するものとする。
- (4) 三芳社協のボランティアグループ活動助成金指定助成との重複助成は、受けられないものとする。
- (5) 開催事前報告書の提出がない場合は、助成しないものとする。
- (6) 他機関(町、行政区、自治会等)から助成を受けている場合は、助成しないものとする。

(助成金の交付申請)

第 6 条 前条に規定する助成を受けようとするサロンは以下のとおり申請するものとする。

- (1) 設立助成金「ふれあい・いきいきサロン活動支援事業助成金交付申請書」(様式第 4 号)をサロン登録時に社協会長に提出する。
- (2) 開催助成金 前項の同申請書及び「ふれあい・いきいきサロン活動支援事業助成金交付申請書」(様式第 5 号)を実施年度の 2 月末までに社協会長に提出する。但し、

2月末までに実施が終了していない場合は、実施見込として提出することが出来る。

(助成金の交付方法)

第7条 社協会長は、前条の規定により助成金の申請があった時は、設立助成については申請後1ヶ月以内に、また開催助成については当該年度の3月に一括し、「ふれあい・いきいきサロン活動支援事業助成金決定通知書」(様式第6号)にて通知し、同期限内に交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 第6条に基づき助成金の交付を受けたサロンは、交付を受けた目的及び使途に反して使用してはならない。

2 社協会長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により交付を受けたと認められた時は、交付した額の全部又は一部を返還させることが出来る。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日より施行する。ただし、改正前の要綱により設置された「ふれあい・いきいきサロン」は、第5条第1項第2号を除き、平成22年3月31日まではなお従前の例による。